

## 地籍調査の流れ



### ①基準点の設置・測量

道路などに沿ってまちの骨組みになる測量を行います。



### ②境界の調査・検討

土地と道路等の境界を調査し、境界の検討図等を作成します。  
境界の調査に当たって立ち会いの案内通知書を送付し、境界確認の資料収集及び事前調査に伴う立ち会いを行います。



### ③境界の立ち会い

立ち会いの案内通知書を送付し、境界確認の立ち会いを行います。

### ④境界杭の設置

境界確認票に署名又は記名・押印された場合、境界を標示する杭等を設置します。

### ⑤境界の測量・図面作成

境界杭等の位置を測量し、立ち会い結果等も踏まえた成果図面を作成します。

### 調査結果の確認（閲覧）

### ⑥図面管理

作成した図面等は登記所に送付した後、区で保管し、行政事務などで活用します。

※上記イラストは、国土交通省「地籍調査 Web サイト」より転用

## よくある質問（Q & A）

### Q. 調査の実施期間はどれくらいですか？

A. 区で実施している街区境界調査は3箇年で実施します。1年目は資料収集、測量及び境界検討、2年目に土地所有者の立ち会いによる境界確認、3年目に地籍調査の結果を確認（閲覧）していただきます。

### Q. 区が民地と民地の境界（民民境界）を決めるのですか？

A. 地籍調査は、隣接する土地所有者同士で決めた境界を確認し調査を行うものです。区が民民境界を決めることはできません。

### Q. 境界の立会いは、誰が対象となりますか？

A. 基本的に、土地所有者（登記名義人）が対象となります。ただし、相続が発生している場合は、法定相続人を対象とします。

## お問合せ先

大田区 都市基盤整備部 道路課 道路台帳・認定・境界担当

TEL 03(5744)1313 (8:30~17:00、土・日・祝祭日を除く)